平成２３年（フ）第１４７号
横浜市保土ケ谷区上菅田町418番地170
債務者　内藤　三惠
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７号
横浜市泉区中田南５丁目60番10号
債務者　中山　信治
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１８号
横浜市神奈川区三ツ沢上町15番47―302号
債務者　吉崎　弘美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７６号
横浜市南区前里町３丁目81番地２　ライオンズマンション伊勢佐木町西第２　612
債務者　間宮　節子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４号
神奈川県藤沢市川名２丁目１番３―301号
債務者　小泉あけみ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９号
神奈川県大和市林間２丁目20番26号　サンビレッジ南林間408号
債務者　山崎　浩治
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９号
栃木県鹿沼市深程1699番地５
債務者　金田由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８号
栃木県真岡市久下田1521番地12
債務者　佐藤　友信
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目19番23号　ニッケイ富士見101号
債務者　山下　憲一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８号
栃木県宇都宮市竹林町308番地　パレス篠崎Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市上戸祭３丁目２番23号
債務者　池谷　智秋
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９号
栃木県宇都宮市竹林町308番地　パレス篠崎Ｂ棟201、前住所栃木県宇都宮市上戸祭３丁目２番23号
債務者　池谷佐智子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０号
栃木県鹿沼市茂呂1059番地11　アオキコーポ202号、前住所栃木県日光市湯西川601番地寮108号
債務者　小堀　能央
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目６番10号　森元ハイツ101
債務者　新　　正則
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７号
栃木県宇都宮市伝馬町４番26号　コートサイドハイツ302号、前住所栃木県宇都宮市若草１丁目６番６号　県営若草住宅６号棟19号室
債務者　阿久津宜子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０号
栃木県鹿沼市久野679番地45
債務者　浅野　文江
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係